

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 9 月 24 日

岩手県議会議長 工 藤 大 輔

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部分休業の承認） 第11条の 6 職員は、<u>育児休業法第19条第 1 項の規定に基づく</u> <u>部分休業の承認を受けようとするときは、育児休業規則第19</u> <u>条第 1 項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出しな</u> <u>ければならない。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を</u> <u>使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつ</u> <u>て人事委員会が定めるものをいう。次条において同じ。）を</u> <u>使用する場合にあっては、別に定める方法によらなければな</u> <u>らない。</u> <u>2</u> 部分休業をしている職員は、<u>育児休業規則第 6 条第 1 項各</u> <u>号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第 2 項に規</u> <u>定する養育状況変更届を所属長に提出しなければならない。</u>	（部分休業の承認） 第11条の 6 職員は、<u>育児休業法第19条第 2 項の規定による申</u> <u>出をしようとするときは、育児時間簿（育児休業規則第19条</u> <u>第 1 項に規定する育児時間簿をいう。以下同じ。）に当該申</u> <u>出に係る所要事項を記載しなければならない。育児休業法第</u> <u>19条第 3 項の規定に基づき当該申出の内容を変更しようとし</u> <u>るときも、同様とする。</u> <u>2</u> 職員は、<u>育児休業法第19条第 1 項の規定に基づく部分休業</u> <u>の請求をしようとするときは、前項の規定により所要事項を</u> <u>記載した育児時間簿に当該請求に係る所要事項を記載しなけ</u> <u>ればならない。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使</u> <u>用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて</u> <u>人事委員会が定めるものをいう。次条において同じ。）を使</u> <u>用する場合にあっては、別に定める方法によらなければなら</u> <u>ない。</u> <u>3</u> 部分休業をしている職員は、<u>育児休業規則第20条において</u> <u>準用する育児休業規則第 6 条第 1 項各号に掲げる事由が生じ</u> <u>たときは、遅滞なく、同条第 2 項に規定する養育状況変更届</u> <u>を所属長に提出しなければならない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和 7 年10月 1 日から施行する。